

介護保険で福祉用具を 借りる 買う

■申込・問合せ 福祉介護課介護保険係 ☎029-885-0340 (内)135

介護保険には、要支援・要介護の認定を受けた方に対し、福祉用具の貸与費用や購入費用の一部を支給するサービスがあります。どちらのサービスを利用する場合にも、まずは担当のケアマネージャーに相談してください。※福祉用具の誤使用による事故が多発しています。必ず正しい使い方をしましょう。

福祉用具を借りる ・ ・ ・ 福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）

一般の在宅サービスと同様に、ケアプランに沿って提供されるサービスです。ケアプラン作成時にケアマネージャーとよく相談し、ご利用ください。

要介護度に応じた月々の利用限度額の範囲内で利用することができ、実際にかかった費用の1割または2割（一定以上の所得者・平成30年8月から一部の方は3割）が利用者負担額となります。なお、用具の種類や事業者によって貸出料金は異なります。

福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）の対象となるもの

- ▶ **すべての要支援・要介護認定者が使えるもの** スロープ(工事を伴わないもの)、手すり(工事を伴わないもの)、歩行器、歩行補助つえ(松葉づえ・多点つえ等)
- ▶ **要介護2以上から使えるもの** 車いす、車いす付属品(クッション・電動補助装置等)、特殊寝台、特殊寝台付属品(サイドレール・マットレス・スライディングボード等)、床ずれ防止用具、体位変換器(起き上がり補助装置を含む)、認知症老人徘徊感知器(離床センサーを含む)、移動用リフト(立ち上がり座椅子・入浴用リフト・段差解消機・階段移動用リフトを含む)
- ▶ **要介護4以上から使えるもの** 自動排泄処理装置

※移動用リフトのつり具部分は「特定福祉用具購入(介護予防福祉用具購入)」の対象になります。

福祉用具を買う ・ ・ ・ 特定福祉用具購入（介護予防福祉用具購入）

入浴や排せつ等に使用されるような貸与になじまない特定の福祉用具を購入する際、購入費の一部を支給するサービスです。支給限度額は年間(4月1日から1年間)10万円で、その1割または2割(一定以上の所得者・平成30年8月から一部の方は3割)が、利用者負担額となります。いったん全額を支払い、申請により後で利用者負担額を差し引いた差額が支給されます。

特定福祉用具購入（介護予防福祉用具購入）の対象となるもの

- ①腰掛便座 ②入浴補助用具(入浴用いす・浴槽用手すり・浴槽内いす・入浴用介助ベルト等)
- ③自動排泄処理装置の交換可能部分 ④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具部分

※要支援・要介護者が担当のケアマネージャーと相談し、必要と判断されたものが対象となります。

※指定を受けていない事業者から購入した場合は支給の対象になりませんので、担当のケアマネージャーに必ず確認してください。

特定福祉用具購入費（介護予防福祉用具購入費）支給までの流れ

1. **相談・検討** 担当のケアマネージャーと相談し、自分の身体に適したものを選びましょう。
2. **指定業者で購入** 代金支払時に「購入者氏名」「用具名」の明記された領収証と、用具を特定できるパンフレットや取扱説明書等(コピー可)をもらってください。
3. **役場福祉介護課へ申請** 役場福祉介護課で申請をしてください。
申請に必要なもの…①申請書(補助用具が必要な理由、振込先の口座番号、請求者氏名等を記入押印)、②領収証(原本を提出)、③用具を特定できるパンフレットや取扱説明書等の写し
4. **購入費支給** 審査後(概ね2カ月後)に購入費用のうち、利用者負担分を差し引いた差額が指定の口座に振り込まれます。